

日体施事発第78号

令和元年11月6日

都道府県体育施設協会長
特 別 会 員 殿
関 係 者

公益財団法人 日本体育施設協会

会 長 大 東 和 美

(会長印省略)

2019年度スポーツ施設管理者のための障がい者対応講習会の開催について

今般、別紙要項により標記の講習会を開催いたします。

つきましては、受講参加者には格別のお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

2019年度スポーツ施設管理者のための障がい者対応講習会開催要項

1. 趣 旨

平成23年8月の「スポーツ基本法」制定を機に、その後のスポーツ庁創設、第1期・第2期スポーツ基本計画の策定及び推進と、現在我が国のスポーツ振興政策が加速的に進んでいます。

一方、平成28年には「障害者差別解消法」が施行され、スポーツ施設も健常者にとどまらず障がい者を含む全ての国民の多様なスポーツニーズに対応することが求められています。

ひるがえって、これまでのスポーツ施設の多くは、主に健常者や競技者を対象とした想定のもとに設置・運営されてきた傾向がありましたが、このような時流をふまえたとき、これからのスポーツ施設の管理運営は、活動に支援を必要とする障がい者や高齢者等への対応も必要になってきます。

この講習会は、そのために必要な基本的知識を習得し、実際に体験することにより、障がい者や高齢者等に対し適切な対応ができる施設管理者の養成を目的として開催するものです。
2. 主 催 公益財団法人日本体育施設協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター
3. 共 催 スポーツ庁
4. 後 援 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
5. 協 力 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（予定）、東京都障害者総合スポーツセンター
6. 期 日 令和2年2月4日（火）
7. 会 場 東京都障害者総合スポーツセンター
東京都北区十条台1-2-2
(JR 埼京線『十条駅』南口より、センターまで点字ブロックが敷設されています〈徒歩約10分〉)
8. 受講資格 令和2年2月4日現在満20歳以上で、スポーツ施設の管理・運営に携わる方
9. 定 員 80名
10. 講習内容 別表（1）のとおり
11. 日 程 別表（2）のとおり
12. 受講料 10,000円
13. 申込期間 令和元年12月16日(月)～12月20日（金）午前中必着（予定）
14. 申込方法
 - (1) 本協会ホームページ (<http://www9.jp-taiikushisetsu.jp/guidance/shisetsukanri>) よりお申込みください。申込期間前は受付いたしません。
 - (2) 定員を超えた場合は抽選とし、受講の可否についてはそれぞれ受講者にメールで通知します。
※本協会からのメールが受信可能なメールアドレス（個人用）を受講者ごとにご用意ください。
 - (3) (2)のメール受信後、受講料をお振込みください。振込先及び振込期限は同メールに記載いたします。振込名が本人名義でない場合は事前にメール (mail@jp-taiikushisetsu.or.jp) もしくは FAX にて必ずご連絡ください。受講番号は入金順となります。なお、棄権する場合は必ず本協会にご連絡ください。

- (4) (3)の手順によって受理した方には関係書類を送付いたします(納入された受講料は返金いたしません)。※関係書類等については開催日の10日前を目途に送付いたします。

15. その他

- (1) 会場にご来場の際、受講証を受付に提出してください。
- (2) 本講習会を修了された方には、修了証をお渡しいたします。
- (3) 筆記用具、健康保険証、日用品等は各自持参してください。
- (4) 服装は自由です(体育館シューズを必ずご持参ください)。
- (5) 昼食は各自でご準備ください。会場内のレストランを利用することはできませんのでご了承ください。
- (6) 受講中の言動に関し、主催者及び会場施設等から問題指摘があり、改善がみられない場合は受講を中止いただくことがあります。
- (7) 受講の申込にあたり提供いただく個人情報は、本講習会の運営・管理及び諸連絡に使用いたします。また、その取扱いは厳重に管理し、本協会の事業目的以外には使用せず、ご本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。
- (8) 天災地変や伝染病の流行、講習会場・輸送等の機関のサービス停止、官公庁の指示等の本協会が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、本協会ではその責任を負いかねます。
- (9) 本講習会中に撮影した写真等については、本協会ホームページや本協会月刊誌『月刊体育施設』において利用することがあります。
- (10) 宿泊施設は各自で対応してください。
- (11) 本講習会に関するお問い合わせ等は、下記までお願いいたします。

公益財団法人日本体育施設協会 事業部

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨2-7-14 巢鴨スポーツセンター別館3階

TEL: 03-5972-1983 FAX: 03-5972-4106

メール: mail@jp-taiikushisetsu.or.jp

問い合わせ時間 9:00~17:00 (12:00~13:00、土日祝日、毎月末日、年末年始を除く)

別表（1）

講 習 内 容

科 目	時間 (分)	講 師
1. 講義(1) スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン等について	20	スポーツ庁
2. 講義(2) 障がい概論	20	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
3. 講義(3) 障がい者の施設利用における支援上の留意点	70	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
4. 講義(4) 地域における障がい者スポーツ関係団体との連携	20	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
5. 【実習】センター利用者とのスポーツ体験交流 ・車いす使用者や片麻痺者等との卓球 ・車いす使用者や片麻痺者との卓球型のレクリエーション（卓球バレー） ・車いす使用者や片麻痺者等とのショートテニス ・脳性麻痺者（重度障害者）やその他の障害者とのボッチャ	120	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
6. 施設見学		公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
	合計 5 時間 10 分	

2019年度スポーツ施設管理者のための障がい者対応講習会 日程表

時 日	9:00	20	50	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	50	会 場		
2月4日 (火)	受 付	開 講 式	休 憩	講義(1) スポーツ施設の バリアフリー・エ ンバグメント等 について 10:00～ 10:20 (スポーツ庁)	休 憩	講義(2) 障がい概論 講義(3) 障がい者の 施設利用における 支援上の留意点 10:30～12:00 (東京都障害者スポーツ協会)	休 憩	講義(4) 地域におけ る障がい者 スポーツ関 係団体との 連携 12:10～ 12:30 (日本障が い者スポーツ協 会)	昼 休 み	実技：センター利用者との スポーツ体験交流 13:30～15:30 (東京都障害者スポーツ協会・ 東京都障害者総合スポーツセンター)	休 憩	施設見学 15:40～16:40 (東京都障害者スポーツ協 会・東京都障害者総合ス ポーツセンター)	移 動 閉 講 式	東京都障害者 総合スポーツセンター 講義：2階 研修室 実技：1階 体育館 (控室) 2階 会議室